

益城町「平成28年熊本地震記憶の継承」検討・推進委員会設置要項

(設置)

第1条 平成28年熊本地震の経験、反省及び教訓を風化させず、正しく後世に継承していくため、記憶の継承の実現に向けた取組を強力に推進していくことを目的として、益城町「平成28年熊本地震記憶の継承」検討・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査・研究し、その経過及び結果を、町長に報告するものとする。

- (1) 震災記念公園に関すること。
- (2) 震災遺構の保存・活用に関すること。
- (3) 震災アーカイブに関すること。
- (4) 防災教育の充実に関すること。
- (5) その他記憶の継承に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名した者とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、第2条に掲げる事項に関して専門的な調査・研究等を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会ごとに部会長を置く。

3 専門部会長及び専門部会員は、町長が委嘱又は任命する。

4 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、総理する。

5 部会長は、必要に応じて当該部会の部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(関係課等の協力)

第8条 第2条に掲げる事項に係る課等は、委員会及び専門部会の運営に協力し、委員会の目的完遂のための援助をしなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、危機管理課において処理する。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、告示の日から施行する。

(最初の委員会の招集)

2 委員が委嘱された後最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。